

資料提供
令和元年10月31日

緊急輸送道路における新たな電柱の占用禁止について

災害が発生した場合において、防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占用物件が倒壊するなどにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければなりません。

このため、重要な道路である**緊急輸送道路**（別紙参照）を、令和元年11月1日から**占用制限区域**として指定し、新たな**電柱の占用を禁止**することとします。

○概要

- (1) 対象とする物件
 - ・道路上に設置される電柱
- (2) 電柱による占用を禁止する道路の区域
 - ・県管理道路のうち、第1次から第3次の緊急輸送道路*
- (3) 占用制限の開始日
 - ・令和元年11月1日
- (4) 既存の電柱の取扱い
 - ・既存の電柱については、当面の間、占用（移設・更新を含む）を認めることとします。
- (5) 電柱による占用を禁止する道路の区域における例外
 - ・直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱の設置を認めることとします。（原則2年間）

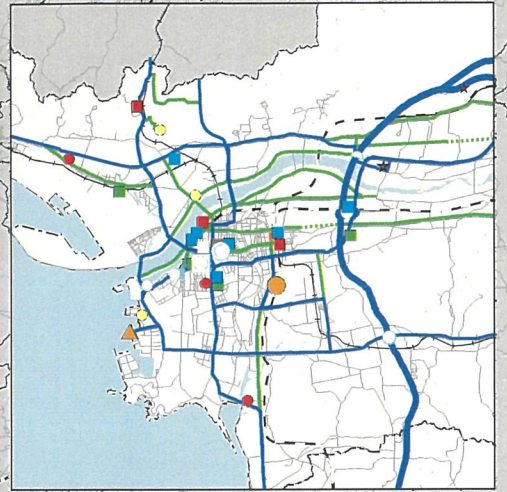
※緊急輸送道路とは、災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路をいう。

根拠法令：道路法第37条（占用の禁止又は制限）

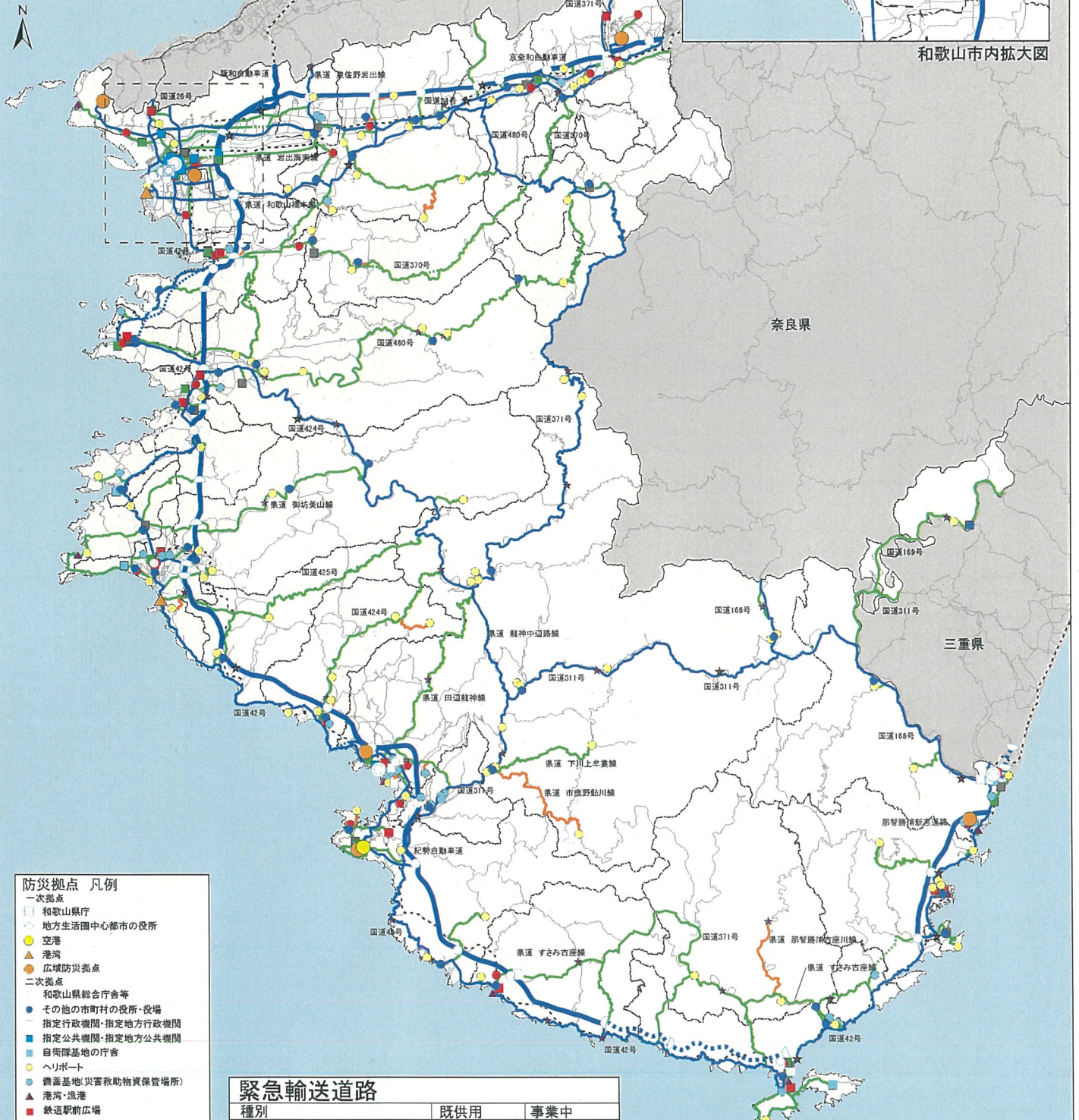
県土整備部道路局道路保全課
担当 藤本、鈴木
直通 073-441-3120

和歌山県 緊急輸送道路ネットワーク図 (和歌山県域)

《 県 管 理 》	
種類	延長(km)
第一次	345.1
第二次	589.7
第三次	46.1
合計	980.9



和歌山市内拡大図



- 防災拠点 凡例**
- 一次拠点
 - 和歌山県庁
 - 地方生活圏中心都市の役所
 - 空港
 - 港湾
 - 広域防災拠点
 - 二次拠点
 - 和歌山県総合庁舎等
 - その他の市町村の役所・役場
 - 指定行政機関・指定地方行政機関
 - 指定公共機関・指定地方公共機関
 - 自衛隊基地の庁舎
 - ヘリポート
 - 備蓄基地(災害救助物資保管場所)
 - 港湾・漁港
 - 鉄道駅前広場
 - 道路空間を利用した防災拠点
 - 災害医療拠点
 - 警察
 - 消防
- ※一次拠点は拡大表示

緊急輸送道路		
種別	既供用	事業中
第一次	高規格幹線道路 その他	
第二次		
第三次		